

【別紙様式】

泉崎村は、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、制度要綱に定める交付対象事業の要件「新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業」に該当する以下の事業を実施します。

事業名	指定管理施設運営支援事業		
総事業費 (千円)	15,300千円	交付金関連事業費 (交付対象経費) (15,300千円)	15,300千円
事業概要	<p>①目的 新型コロナウイルス感染症の影響で採算が悪化している指定管理者事業 公用の宿・泉崎カントリーヴィレッジ【温泉入浴・宿泊・レストラン・レジャー】（以下「泉崎カントリーヴィレッジ事業」という。）について、その継続を図り、泉崎カントリーヴィレッジ事業の縮小・廃止等による泉崎村の生活への悪影響を回避する。</p> <p>②交付金を充当する経費・算定根拠 支援金：1事業者×15,300千円＝15,300千円 (15,300千円の内訳) ・日帰り温泉部門5,000千円×1回 ・宿泊部門5,000千円×1回 ・レストラン部門5,000千円×1回 ・レジャー部分300千円×1回</p> <p>③交付対象 1) 交付対象者 泉崎カントリーヴィレッジ事業を実施する者（指定管理者）1者 2) 交付対象者の選定理由・選定方法 泉崎カントリーヴィレッジ事業は、新型コロナウイルス感染症の影響（村からの休業要請）で採算が悪化しているが、泉崎カントリーヴィレッジ事業に代わる事業は存在せず、泉崎カントリーヴィレッジ事業の縮小、廃止等は、泉崎村民の生活の「健康維持や住民の憩いの場及び地域の拠点」を失う大きな損失で、悪影響を及ぼすため、泉崎カントリーヴィレッジ事業の唯一の実施主体である指定管理者を交付対象者として、支援金を交付する。</p> <p>④期待される効果 新型コロナウイルス感染症の影響下においても、泉崎カントリーヴィレッジ事業の継続が図られることにより、泉崎村民の生活の「健康維持や住民の憩いの場及び地域の拠点」が維持され、その生活の安定が確保される。</p>		
新型コロナウイルス感染症への対応（経済対策）との関係	<p>泉崎カントリーヴィレッジ事業は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休業要請（R4.1.30～R4.3.6）により利用者の大幅な減少により、令和4年2月の業績が令和2年2月※1と比較し63.9減少（悪化）し、このままでは、泉崎カントリーヴィレッジ事業の継続が困難な状況に陥っている。</p> <p>指定管理施設運営支援事業を交付対象者として支援金を交付し、泉崎カントリーヴィレッジ事業の継続を支援する本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けている地域経済の支援を通じた地方創生に資する事業に該当するものであり、地方創生臨時交付金を活用することが妥当である。</p> <p>※1、R3については、今回同様の村からの休業要請をしており、新型コロナウイルス感染症前とでの収益の対象とならないことから、コロナ禍の前のR2を比較対比としてある。</p>		